

第3次県男女共同参画基本計画  
中間評価（到達状況評価）  
2次評価 報告書

令和4年9月

鹿児島県 男女共同参画局 男女共同参画室

# 目 次

I	評価結果の概要	.....	4
II	施策の評価（重点目標）		
	・重点目標 1 男女共同参画社会の形成に向けた固定的性別役割分担意識の解消, 教育・学習の推進	.....	5
	・重点目標 2 男女ともに能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境の整備	.....	10
	・重点目標 3 生涯を通じた男女の健康支援	.....	17
	・重点目標 4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	.....	21
	・重点目標 5 生活上の困難や課題を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備	.....	25
	・重点目標 6 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進	.....	29
III	施策の評価（戦略的取組）	.....	32
IV	システムの評価（県の推進体制）		
	・推進体制の充実度	.....	35
V	システムの評価（協働による男女共同参画社会づくりの推進）		
	・協働による進展度	.....	37
VI	数値目標システムの評価（協働による男女共同参画社会づくりの推進）		
	・数値目標を設定した 25 項目（うち他の計画の 17 の数値目標）達成度	.....	38

○「鹿児島県男女共同参画基本計画」体系図

**【基本理念(鹿児島県男女共同参画推進条例第3条)】**

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策等の立案及び決定への共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際的協調

「男女の人権の尊重」は、男女共同参画社会を形成する上で、その根底を成す基本理念です。

基本目標	重点目標	戦略的取組
<p>○ 一人ひとりの人権が尊重され</p> <p>○ 多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり</p> <p>○ 誰もが安心して暮らすことができる社会づくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 男女共同参画社会の形成に向けた固定的性別役割分担意識の解消, 教育・学習の推進</li> <li>2 男女ともに能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境の整備</li> <li>3 生涯を通じた男女の健康支援</li> <li>4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶</li> <li>5 生活上の困難や課題を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備</li> <li>6 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進</li> </ol>	<p>(重点目標を実現するための分野横断的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 子どもの頃から男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組</li> <li>◆ 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりに向けた取組</li> <li>◆ あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた取組</li> </ul>

推進体制

**県**

- ① 男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部等の機能発揮
- ② 県男女共同参画センターの機能充実
- ③ 男女共同参画の施策に関する申出制度の適切な運用
- ④ 数値目標の達成に向けた具体的な取組
- ⑤ 施策の進行管理の徹底
- ⑥ 計画の評価及び施策への確実な反映

連携・協働

重点目標	施策の方向	具体的施策
------	-------	-------

<p>1 男女共同参画社会の形成に向けた固定的性別役割分担意識の解消、教育・学習の推進</p>	<p>(1) 意識改革のための啓発推進，制度や慣行の見直し</p>	<p>①男女共同参画の普及・啓発や学習機会の提供及び施策の着実な推進 ②男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす場・機会を担う人に対する理解促進 ③メディアにおける男女共同参画の推進とメディア・リテラシー向上に向けた取組</p>
	<p>(2) 学校教育における男女共同参画の推進</p>	<p>①教育関係者が男女共同参画を正しく理解するための研修等の実施 ②学校教育活動全体を通じた人権尊重と男女共同参画を推進する取組の充実 ③多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の提供</p>
	<p>(3) 家庭や地域における男女共同参画の理解促進</p>	<p>①生涯教育・社会教育，家庭教育における男女共同参画に関する教育・学習の充実 ②学校・家庭・地域が一体となった男女共同参画意識の醸成に向けた取組の推進</p>
	<p>(4) 性の多様性についての理解促進</p>	<p>①性の多様性に関する啓発，相談対応</p>

<p>2 男女ともに能力を發揮しながら希望する働き方ができる環境の整備</p>	<p>(1) 企業トップ等の意識改革や職場風土改革</p>	<p>①企業トップや管理職等を対象とした意識啓発，企業顕彰等 ②職場における固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識改革及びハラスメント防止対策の推進</p>
	<p>(2) 女性の能力發揮・経営への参画及び管理職等への登用促進</p>	<p>①男女の均等な雇用の機会と待遇の確保や非正規労働者の雇用環境の整備促進のための関係法令等の普及・啓発 ②女性の能力開発や再就職，起業等に対する支援 ③中小企業も含めた企業等や行政，教育分野における女性の登用促進 ④農林水産業や商工業等の自営業の分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進</p>
	<p>(3) 子育て・介護基盤整備の推進</p>	<p>①子育て支援環境の整備や事業所内保育施設の設置のための支援，地域における介護支援体制の構築</p>
	<p>(4) 長時間労働の是正等働き方改革の推進</p>	<p>①長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進，両立支援に向けた意識啓発</p>
	<p>(5) 男性の意識改革と家事・育児等への参画促進</p>	<p>①男性の意識改革と家事・育児等参画への気運醸成</p>

重点目標	施策の方向	具体的施策
3 生涯を通じた男女の健康支援	<p>(1)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援</p> <p>(2)妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進</p> <p>(3)スポーツ活動を通じた生涯にわたる健康づくりの推進</p>	<p>①健康に関する情報提供や相談等の実施</p> <p>②がん検診受診率向上に向けた取組や女性特有の疾患等に関する普及啓発</p> <p>①妊娠・出産期における健康管理や医療体制、不妊治療に関する支援の充実</p> <p>②性に関する正しい知識の普及</p> <p>①男女の健康状況や運動習慣の違いを踏まえた運動機会の提供や指導者の育成</p>
4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	<p>(1)配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援</p> <p>(2)デートDV、性犯罪・ストーカー行為等への対策及び被害者支援</p>	<p>①暴力を容認しない意識の醸成及び関係機関等との連携、協力体制の充実</p> <p>②被害者の安全の確保と心身の健康回復・自立に向けた支援</p> <p>③相談体制の充実に向けた研修等の実施</p> <p>④家庭内の暴力により心理的外傷を受けた子どもへの支援</p> <p>①交際相手からの暴力(デートDV)の予防啓発</p> <p>②ストーカー行為等への厳正な対処等</p> <p>③性犯罪への適切な対処と性犯罪防止のための環境づくり</p> <p>④セクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組</p>
5 生活上の困難や課題を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備	<p>(1)貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援</p> <p>(2)障害のある人や高齢者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備</p>	<p>①生活困窮状態にある人に対する自立に向けた支援及び就業・生活の安定に向けた取組</p> <p>②ひとり親家庭等への支援</p> <p>①障害のある人や高齢者が安心して暮らせるための男女共同参画の視点を立てた環境の整備</p> <p>②外国人等複合的な困難や課題に直面しやすい人々への支援</p>
6 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進	<p>(1)人材育成等による男女共同参画推進の基盤づくり</p> <p>(2)地域における方針決定過程への女性の参画拡大</p> <p>(3)男女共同参画の視点に立った地域防災の推進</p>	<p>①鹿児島県男女共同参画センターの機能の充実及び人材の育成・支援</p> <p>①地域における慣行の見直し及び方針決定過程への女性の参画に向けた取組</p> <p>①地域における生活者の多様な視点を反映した地域防災における取組の推進</p>

# I 評価結果の概要

平成30年度から令和4年度までの5年間に於いて、第3次県男女共同参画基本計画では、固定的性別役割分担意識の解消や、男女がともに能力を發揮しながら希望する働き方ができる環境の整備、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりなど6つの重点目標と、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた取組など3つの戦略的取組を掲げ、様々な施策を展開している。

その結果、県審議会等への女性委員の登用率の上昇や、女性活躍の推進に取り組む企業の増加などが図られている。

また、令和3年度に実施した県民意識調査では、固定的な性別役割分担意識について、否定派が肯定派を大きく上回り、また初めて男性でも否定派が肯定派を上回るなど、意識の変化が確認できたところである。

一方、同調査や中間評価の結果から、社会通念や地域社会に根強く存在する男女の不平等感やジェンダーギャップの解消、コロナ禍において顕在化した問題への対応などをはじめとした以下の項目が課題として挙げられる。

第4次計画においては、これらの改善に向けた取組を進める必要がある。

- ① 固定的な性別役割分担意識に関する県民の意識は好転しているものの、依然として社会通念、慣習・しきたり等、地域社会、職場においてはジェンダーギャップが根強く存在することから、その解消の取組に向けた県民の気運醸成を図るとともに、関心の低い県民や企業経営者等に対するジェンダー平等・男女共同参画の理解促進に取り組む。

子どもの頃からのジェンダー平等・男女共同参画の理解の促進や主体的に生きる力の育成を図る。

- ② あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を進めるとともに、女性が能力を發揮していきいきと活躍できる環境づくりに取り組む。

働き方改革やコロナ禍を契機として、テレワークなど多様な働き方が求められている中、仕事と生活の調和に向けて、職場の管理職等の意識改革をはじめ、男女がともに働きやすい環境づくりの更なる促進を図る。

男性の育児休業取得率は依然として低い水準にあることから、男女双方の意識改革と男性の家事・育児等への参画の促進を図る。

- ③ 男女の生涯を通じた心身の健康を支援するため、引き続き「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）について普及啓発を図るとともに、総合的な取組を推進する。

- ④ 配偶者暴力相談支援センターに寄せられる相談件数が過去最高となるなど、コロナ禍の影響もありDVは依然として深刻な状況であることから、その根絶に向けて、意識啓発や相談・支援体制の充実を図る。

また、DVの被害者は男女ともに半数以上が「どこ（だれ）にも相談していない（できていない）」という状況を踏まえ、相談しやすい体制の整備等により被害の潜在化の防止に努める。

- ⑤ コロナ禍の影響により、生活や就労に様々な困難を抱えている女性をはじめ、ひとり親世帯、高齢者、障害者等が孤立することなく安心して暮らせるよう、相談対応や就労支援等に取り組む。

- ⑥ 地域社会における男女の平等感が依然として低い現状にあることから、市町村等と連携して、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりを推進する。

- ⑦ 進捗が低調な数値目標についての更なる取組や、ジェンダー平等・男女共同参画の推進に向けた新たな数値目標などの検討が必要である。

## II 施策の評価（重点目標）

### （重点目標1）男女共同参画社会の形成に向けた固定的性別役割分担意識の解消，教育・学習の推進

#### 1 取組

- ① 意識改革のための啓発推進，制度や慣行の見直し
  - ② 学校教育における男女共同参画の推進
  - ③ 家庭や地域における男女共同参画の理解促進
  - ④ 性の多様性についての理解促進
- （事業・取組数 40）

#### 2 評価

- 令和3年度県民意識調査では、「男女の地位の平等感」について，前回調査（平成28年度）と比べ，家庭や職場では「平等」と感じる人の割合がやや増加した。一方，他の4項目（学校教育，地域社会，法律や制度，社会通念・慣習・しきたりなど）では「平等」と感じる人の割合が減少している。  
「夫は外で働き，妻は家庭を守るべき」という考え方（固定的な性別役割分担意識）については，前回調査と比べ，否定する人の割合が肯定する人の割合を大きく上回った。  
また，今回の調査で初めて，男性でも「否定」が「肯定」の割合を上回った。  
日常生活におけるジェンダーギャップ（男女格差）に不平等を感じる人や固定的な性別役割分担意識に反対する人が増加している。  
県民意識調査 全体 ㊸否定 48.3% > 肯定 45.8% ⇒ ㊸否定 60.4% > 肯定 35.5%  
男性 ㊸否定 43.6% < 肯定 51.4% ⇒ ㊸否定 54.3% > 肯定 42.0%
- 令和3年度県民意識調査では「ジェンダー」の認知度が前回調査（平成28年度）と比べ大きく上昇した。（34.4% ⇒ 70.8%）
- 世界経済フォーラムによるジェンダーギャップランキングで，日本は低位となっている。（令和3年：156か国中120位）国においては，我が国の現状を踏まえ，令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画において，ジェンダー平等に向けた取組を強力に推進することとした。ジェンダー平等社会の実現は，県民一人ひとりが性別にかかわらず希望する生き方や働き方をかなえるとともに，経済社会の持続的発展を確保する上で重要な課題であることから，本県においても，令和3年度からの新たな取組として「かごしまジェンダー平等推進プロジェクト」をスタートした。  
職場等におけるジェンダーギャップの解消を目指し，プロジェクトチームや民間との協働による若者会議の開催等を行う「かごしまジェンダー平等推進プロジェクト事業」を中核事業に，関連事業を一体的に実施することで，企業をはじめ県民の取組に向けた気運醸成を図ることとしている。
- 令和3年度県民意識調査では，「男女共同参画社会」及び「県男女共同参画センター」の認知度がそれぞれ前回調査（平成28年度）から増加した。しかし，それぞれ目標には達していないことから，更なる周知に努める必要がある。  
「男女共同参画社会」72.0%（H28） ⇒ 74.0%（R3）数値目標 100.0%（R4）  
「県男女共同参画センター」30.6%（H28） ⇒ 33.9%（R3）数値目標 50.0%（R4）

- 県男女共同参画センターにおいては、県男女共同参画推進条例の基本理念を踏まえ、男女共同参画週間事業をはじめ各種講座を開催し、男女共同参画についての正しい理解が県民に広がるよう、様々な機会を捉えた情報発信や学習機会の提供を行った。

令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、男女共同参画週間事業等において、コロナ禍での女性の現状や課題について取り上げるとともに、感染防止に配慮した企画運営（オンラインを活用した情報発信）に取り組んだ。

また、感染防止対策として、Web形式での講座等の開催に対応した機器を導入し、対面形式とWeb形式双方に対応できる体制を整備した。安心して受講できる環境づくりや受講者の利便性向上、離島など遠隔地の県民に対する学習機会の拡大にもつながった。
- 県の審議会等への女性委員の登用を促進するため、女性委員登用促進要領に基づき、審議会等ごとに年次別登用計画を作成して全庁的に進行管理を行った。

令和4年度までに女性委員比率を40%以上にする数値目標については、平成30年度末に達成し、令和3年3月末の登用率は40.4%となった。
- 毎年度、市町村担当者等を対象とした研修を実施し、市町村の条例制定や計画策定（改定）手続、男女共同参画関連施策の推進に必要な助言や情報提供を行った。

令和3年4月1日現在、県内すべての市町村で計画が策定されている。

平成30年度以降、日置市、阿久根市、枕崎市、南さつま市が条例を制定し、令和3年度末時点で、条例制定市町は16市町（37.2%）となっている。
- 戦略的取組の一つである「子どもの頃からの男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組」は、「子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業」を中核事業として、児童・生徒、教職員、保護者・地域住民の方々を対象としたワークショップやセミナーを一体的に実施し、地域全体の人権意識や男女平等意識の醸成が図られた。平成25年度から令和3年度までの9年間で、県内延べ98校の小・中学校、延べ12,395人が参加している。
- 男女共同参画に関する教育・学習の充実に向けて、教職員等の研修により、学校における男女共同参画の推進や、多様な生き方の選択と自立を支援する学習・相談機能の充実が図られた。また、家庭生活や地域社会における人権尊重に基づいた男女平等の意識を高めるための学習機会の提供がなされた。
- 基本的人権が尊重され、性的少数者であることを理由に差別が行われることのないよう、性の多様性に関する基礎知識や必要な対応をまとめた「性の多様性を理解するためのハンドブック」を作成し、性的少数者（性的マイノリティ）の人権問題に対する県民の理解促進と意識啓発を図った。



### 3 主な指標

○ 男女の地位の平等感（県民意識調査 ※1）

※男女平等であると感じる人の割合

		H28	R3	R1(内閣府)※2
家庭の中で		39.0%	42.8%	45.5%
	男性	49.4%	51.2%	52.7%
	女性	32.6%	36.9%	39.1%
学校教育の中で		60.7%	57.9%	61.2%
	男性	65.9%	64.1%	62.8%
	女性	58.9%	53.9%	59.8%
職場の中で		25.6%	27.6%	30.7%
	男性	31.6%	30.2%	33.3%
	女性	22.1%	25.9%	28.4%
地域社会の中で		29.1%	27.2%	46.5%
	男性	37.8%	34.9%	47.4%
	女性	23.6%	21.7%	45.7%
法律や制度で		39.2%	34.9%	39.7%
	男性	51.4%	44.6%	46.8%
	女性	31.5%	28.2%	33.3%
社会通念, 慣習, しきたりなどで		16.7%	15.1%	22.6%
	男性	22.8%	20.9%	25.0%
	女性	12.6%	10.9%	20.5%

※1 県民意識調査…「男女共同参画に関する県民意識調査」（以下, 同じ）

※2 R1(内閣府)…内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(令和元年度)」(以下, 同じ)

○ 「夫は外で働き, 妻は家庭を守るべきである」という考え方（県民意識調査）

		本県(H28)	本県(R3)	全国(R1)
肯定(「賛成」+「どちらかといえば賛成」)		45.8%	35.5%	35.0%
	男性	51.4%	42.0%	39.4%
	女性	42.5%	30.9%	31.1%
否定(「反対」+「どちらかといえば反対」)		48.3%	60.4%	59.8%
	男性	43.6%	54.3%	55.7%
	女性	53.1%	64.8%	63.4%

○ 高等学校卒業者の大学(学部)進学率

	H30		R1		R2	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
本 県	35.4%	29.4%	35.1%	29.1%	35.1%	30.2%
全 国	56.3%	50.1%	56.6%	50.7%	57.7%	50.9%

(県統計課「学校基本調査」, 内閣府「男女共同参画白書」)

○ 男女共同参画をテーマにセミナーを実施した公立高校の割合  
100% (R2)

○ 男女共同参画関連用語の周知度（県民意識調査）

※「よく知っている、聞いたことがある」と答えた人の割合

用 語	H28	R3	数値目標(R4)
男女共同参画社会	72.0%	74.0%	100%
男 性	76.5%	77.2%	
女 性	71.0%	72.4%	
ジェンダー	34.4%	70.8%	—
男 性	36.0%	70.7%	
女 性	34.4%	71.8%	
鹿児島県男女共同参画センター	30.6%	33.9%	50%
男 性	31.0%	35.7%	
女 性	31.2%	33.1%	

#### 4 主な課題及び今後の方向性・検討事項

- 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策については、毎年度、男女共同参画の視点を踏まえた進行管理を行い、本県の男女共同参画社会の形成促進に向けて着実な推進を図る。
- 固定的な性別役割分担意識や無意識の偏見に基づくジェンダーギャップの解消に向けて、かごしまジェンダー平等推進プロジェクトを通じた戦略的な広報啓発を展開するとともに、プロジェクトチームや若者会議の開催等により、企業をはじめ県民の取組に向けた気運の醸成を図る。
- 固定的な性別役割分担意識や無意識の偏見に基づく制度・慣行の見直し、ジェンダーギャップの解消につながる幅広い観点からの情報収集を行う。
- 本県におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進を担う人材育成に取り組む。その際には、離島などの遠隔地にも学習機会を提供するためのアウトリーチの継続・拡充に努める。
- 県・市町村の新規採用職員研修や各所属の職場研修などの機会を捉えて、行政職員に対し、ジェンダー平等・男女共同参画の基本理念や、男女共同参画の視点に立った公的広報のあり方等についての理解促進を図る。
- 子どもの頃からジェンダー平等・男女共同参画に関する意識の醸成を図るため、学校教育等における男女共同参画の取組を推進するとともに、市町村男女共同参画担当課、県・市町村教育委員会、男女共同参画地域推進員等との協働により地域が一体となって啓発活動を展開する。
- 男女の多様な生き方の選択と自立を支援するため、県男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する学習や自己啓発等の機会を提供する。
- 保健・医療・福祉分野はもとより、教育や警察など様々な分野の相談窓口において男女共同参画の視点を踏まえた相談体制の充実が図られるよう取り組む。
- 基本的人権が尊重され、性的少数者であることを理由に差別が行われることのないよう、性的少数者（性的マイノリティ）の人権問題に対する県民の理解促進や意識啓発を図るとともに、相談窓口の周知や相談支援体制の充実を図る。

## 5 コロナ禍で顕在化された課題及び今後の方向性

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う新たな人権問題（感染者や医療従事者等、又はワクチン非接種者に対するインターネット上での偏見・差別・誹謗中傷等）が生じており、県民の人権意識を高めるための啓発活動等に取り組む必要がある。

## 6 定量的評価

(1)事業・取組数 40

(2)集計表

項目	評価 2次評価 (男女共同参画室)	【参考】1次評価（自己評価） （事業・取組担当課）			
		a	b	c	d
「具体的施策」または「施策の方向」 に貢献する実施ができたか	—	36	4	0	0
(1)意識改革のための啓発推進, 制度や慣行の見直し	A	10	2	0	0
(2)学校教育における男女共同 参画の推進	A	18	0	0	0
(3)家庭や地域における男女共同 参画の理解促進	B	3	2	0	0
(4)性の多様性についての理解 促進	A	5	0	0	0

A, a：実施できた（80%以上）

B, b：どちらかと言えば実施できた（50%以上 79%以下）

C, c：どちらかと言えば実施できなかった（20%以上 49%以下）

D, d：実施できなかった（20%未満）

## (重点目標 2) 男女ともに能力を發揮しながら希望する働き方ができる環境の整備

### 1 取組

- ① 企業トップ等の意識改革や職場風土改革
  - ② 女性の能力發揮・経営への参画及び管理職等への登用促進
  - ③ 子育て・介護基盤整備の推進
  - ④ 長時間労働の是正等働き方改革の推進
  - ⑤ 男性の意識改革と家事・育児等への参画促進
- (事業・取組数 62)

### 2 評価

- 企業の経営者や管理職等の意識改革を図るためのフォーラムを開催するとともに、経済団体や企業が主催する研修会等に、女性活躍推進のアドバイザーを派遣した。
- 女性の登用や継続就業などに積極的に取り組む企業を表彰し、その事例を広く発信することにより、県内企業の女性活躍推進への取組を促進した。
- 男女がともに働きやすい職場づくりに向けて、企業におけるジェンダー平等を進めるため、「職場におけるジェンダー平等推進ガイドブック」を作成し、県内企業や大学等に配布した。
- 女性が働きやすい環境づくり、環境整備、制度の導入、登用や採用目標などについて、それぞれの状況に応じた取組を宣言する企業を「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」として登録し、県ホームページに宣言内容を掲載するとともにハローワークに情報提供するなど、その取組を支援した。登録企業数は数値目標 150 社（令和4年度）に対し、令和4年3月末時点で117社となった。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を「かごしま子育て応援企業」として登録した。  
登録企業の名称・取組内容等を県ホームページ・広報誌に掲載するとともに、ハローワークや若者就職サポートセンター等に紹介した。登録企業数は令和4年4月12日現在、745社となり、数値目標 590 社（令和4年度）を達成した。
- 令和3年度県民意識調査では、職場の中での男女の平等感について、平等と感じている人が前回調査（平成28年度）から微増したが、約半数（49.3%）が男性優遇と回答している。  
また、職場における性別による処遇の違いについては、「特に性別により処遇が異なっていることはない」と回答した割合が前回調査（平成28年度）から微増した。
- 県の知事部局等における管理的地位（課長相当職以上）に占める女性の割合は、6.5%（平成29年4月1日現在）から11.5%（令和4年4月1日現在）に増加した。
- 県の教育委員会における管理的地位（課長相当職以上）に占める女性の割合は、11.5%（平成29年4月1日現在）から14.3%（令和4年4月1日現在）に増加した。

- 市町村職員（一般行政職）における管理的地位（課長相当職以上）に占める女性の割合は、6.0%（平成 29 年 4 月 1 日現在）から 8.1%（令和 3 年 4 月 1 日現在）に増加した。
- 女性農業経営士の養成・認定、農村女性海外農家体験研修への派遣、意識啓発のための研修会の開催等を行い、女性農業経営士の認定者数は令和 3 年度末時点で 476 人となり、数値目標 460 人（令和 4 年度）を達成した。
- 待機児童解消のための保育所等の創設や老朽改築による保育環境整備などの施設整備に要する費用の一部を補助したほか、放課後児童クラブの整備費として 3 年間で 16 市町村、40 箇所の補助を行った。待機児童 0 を目指して取り組み、県内の待機児童は、保育所等で 114 人（令和 3 年 4 月 1 日現在）、放課後児童クラブで 150 人（令和 3 年 5 月 1 日現在）となっている。
- 病院内に保育施設を有する医療法人等に保育所の運営費を助成した。これにより、就業中の職員の仕事と子育ての両立、子育てを理由とする離職防止、潜在看護職員の再就職、病児保育の促進などが図られた。
- 企業の経営者等に対し、働き方改革関連の改正労働基準法の説明・周知を行うとともに、パワーハラスメント防止対策、働き方改革に関する具体的な情報について講演を実施し、従業員の処遇改善など働く環境の改善を促進した。また、労働問題に係る労働者からの相談に応じる窓口を設置し、労使関係の安定が図られた。
- 企業の管理職等を対象に、男性の育児・介護への参画を含め誰もがワーク・ライフ・バランスを実現できる職場づくりを促進するための研修を開催するとともに、積極的に取り組む企業の情報発信を行った。
- 妊婦や子どもがいる世帯を地域全体で応援する気運を醸成するため「育児の日」の周知を図り、ノー残業デーや、父親の育児参加の取組を推進するために「育児の日フォーラム」を開催した。また、男性の家事・育児参加を促進するガイドブック「男性の家事・育児参画読本」を作成・配布し、育児休業制度について正しい知識の取得につなげ、男性の育児参加の取組を推進した。「男性の家事・育児応援サイト」による公的制度等の紹介や各種講座・交流会により、男性の家事・育児参画や地域全体で子どもがいる世帯を応援する気運の醸成を図った。
- 労働条件実態調査によると、県内においてワーク・ライフ・バランスの推進を行っている企業の割合は平成 28 年の 14.3%から令和 3 年には 50.5%に増加した。
- 労働条件実態調査によると、県内における男性の正規労働者の育児休業制度の利用状況は、平成 30 年の 5.5%から令和 2 年に 10.2%へと増加し、数値目標の 9.7%（令和 4 年度）を達成した。
- 県の男性職員の育児休業取得割合は、平成 28 年度の 2.1%から令和 2 年度には 8.5%に増加した。
- 県の男性職員の出産補助休暇の取得者については数値目標の 100%を達成している。育児参加休暇の取得者は、令和元年度は 100%、令和 2 年度は 98.8%であった。

### 3 主な指標

○ 女性活躍推進宣言企業数					
	H30	R1	R2	R3	数値目標(R4)
	50社	75社	91社	117社	150社
○ かごしま子育て応援企業登録数					
	H30	R1	R2	R3(R4.4.12現在)	数値目標(R4)
	450社	584社	656社	745社	590社
○ セクシュアル・ハラスメント防止に関する措置を実施している事業所					
	H28	R1			
	67.5%	70.3%			
	(県雇用労政課「労働条件実態調査」)				
○ 鹿児島労働局に寄せられた相談件数					
		H29	H30	R1	R2
	セクシュアル・ハラスメント	101件	99件	156件	140件
	妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い	41件	78件	87件	91件
	妊娠・出産等に関するハラスメント	66件	26件	29件	57件
○ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届出事業所（従業員300人以下）					
	H30	R1	R2	R3	
	50社	76社	111社	170社	
	(厚生労働省「女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出状況」各年度3月31日現在)				
○ 県の管理的地位（課長相当職以上）に占める女性職員の割合（教育委員会）					
	H30	R1	R2	R3	数値目標(R4)
	13.1%	13.4%	13.8%	14.3%	16%
○ 市町村の管理的地位（課長相当職以上）に占める女性職員の割合					
	H30	R1	R2	数値目標(R4)	
	7.4%	7.9%	8.1%	10%	
○ 事業所の管理的地位（課長相当職）に占める女性職員の割合					
	H28	R1	数値目標(R4)		
	14.3%	16.2%	15%		
○ 一般労働者における男女間所定内給与格差（男性の所定内給与額を100とする）					
	H30	R1	R2		
	73.3%	74.3%	74.3%		
	(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)				
○ 25歳から44歳までの女性の就業率 (H27) 本県 71.4%、全国 65.9%					
○ 県の審議会等委員への女性の登用率					
	H30	R1	R2	数値目標(R4)	
	40.3%	40.5%	40.4%	40%以上	

## ○ 女性農業経営士の認定者数

H30	R1	R2	R3	数値目標(R4)
439人	457人	466人	476人	460人

## ○ ワーク・ライフ・バランスの推進を行っている企業の割合

H30	R1	R2	R3	数値目標(R4)
54.2%	54.2%	55.3%	50.5%	70%

○ 介護・看護を理由に離職した人（雇用者のうち、正規の職員・従業員）  
（H29）男性 5,100人，女性 7,200人 （総務省「平成29年就業構造基本調査」）

## ○ 介護休業制度を導入している事業所の割合

H30	R1	R2	R3
88.2%	86.9%	88.3%	89.8%

（県雇用労政課「労働条件実態調査」）

## ○ 月間実労働時間

	H30	R1	R2
本 県	146.0時間	144.9時間	141.9時間
うち所定内	136.7時間	136.0時間	134.1時間
うち所定外	9.3時間	8.9時間	7.8時間
全 国	142.2時間	139.1時間	135.1時間
うち所定内	131.4時間	128.5時間	125.9時間
うち所定外	10.8時間	10.6時間	9.2時間

（厚生労働省「毎月勤労統計調査」）

## ○ 雇用者における週間就業時間 60 時間以上の人の割合

H29	男性	女性
本 県	10.1%	2.1%
全 国	10.8%	3.0%

（総務省「平成29年就業構造基本調査」）

## ○ 年次有給休暇取得率

H30	R1	R2	R3
46.0%	48.8%	56.4%	54.7%

（県雇用労政課「労働条件実態調査」）

## ○ 保育所等待機児童数

H30	R1	R2	R3	数値目標(R4)
244人	349人	322人	114人	0人

## ○ 放課後児童クラブ待機児童数

H30	R1	R2	R3	数値目標(R4)
437人	260人	247人	150人	0人

## ○ 県の男性職員の出産補助休暇の年間取得者数の割合

H30	R1	R2	数値目標(R4)
100.0%	100.0%	100.0%	100%

○ 県の男性職員の育児参加休暇の年間取得者数の割合

H30	R1	R2	数値目標(R4)
96.8%	100.0%	98.8%	100%

○ 県の男性職員の育児休業取得割合

H30	R1	R2	数値目標(R4)
4.7%	2.7%	8.5%	10%

○ 事業所における男性の育児休業取得率

H30	R1	R2	R3	数値目標(R4)
5.5%	5.2%	10.2%	17.7%	9.7%

○ 夫婦の家事関連総平均時間（6歳未満の子どもがおり、共働き、夫婦と子どもからなる世帯）

	週全体		平日	
	夫	妻	夫	妻
本 県	61分	371分	24分	371分
うち育児	24分	137分	6分	128分
全 国	84分	370分	55分	358分
うち育児	48分	169分	32分	164分

（総務省「平成28年社会生活基本調査」）

※家事関連…1日あたりの「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計時間

○ 新型コロナウイルス感染症による勤務状況等の変更

休業	在宅勤務	時差出勤	分散勤務	人員整理	その他
20.8%	20.5%	18.3%	14.9%	1.9%	6.9%

（県雇用労政課「労働条件実態調査」）

○ 産業別賃金及び労働者数（事業所規模5人以上）

産業別	区分	賃金(円) (現金給与総額)	労働者数(人, %)				
			常用労働者		パートタイム労働者		
			男	女	総数	労働者比率	
調査産業計		255,396	531,736	255,857	275,880	157,203	29.6
建設業		296,460	32,889	27,864	5,025	1,902	5.8
製造業		273,563	70,673	42,809	27,864	12,915	18.3
電気・ガス・熱供給・水道業		561,935	3,617	3,300	316	56	1.5
情報通信業		422,817	4,755	3,753	1,002	200	4.2
運輸業、郵便業		264,869	28,153	22,033	6,120	6,136	21.8
卸売業、小売業		196,162	96,433	41,103	55,330	45,004	46.7
金融業、保険業		357,184	10,420	5,023	5,395	922	8.9
不動産業、物品賃貸業		255,124	4,409	2,698	1,712	1,096	24.8
学術研究、専門・技術サービス業		376,698	11,121	7,472	3,649	1,588	14.3
宿泊業、飲食サービス業		123,705	44,530	16,906	27,622	30,058	67.5
生活関連サービス業、娯楽業		208,382	21,372	11,432	9,940	7,103	33.3
教育、学習支援業		424,830	37,412	16,545	20,867	6,131	16.4
医療、福祉		253,982	132,366	33,582	98,784	34,586	26.1
複合サービス事業		329,874	6,960	4,405	2,555	1,432	20.6
サービス業(他に分類されないもの)		204,419	26,421	16,764	9,657	8,054	30.5

（県統計課「毎月勤労統計調査（令和元年）」）



#### 4 主な課題及び今後の方向性・検討事項

- 令和4年4月から、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が従業員100人以下の企業にも拡大されるため、労働局とも連携を図りながら、未策定企業への働きかけを行うとともに、アドバイザー派遣等による策定支援を行う。
- 県の知事部局等における管理的地位（課長相当職以上）に占める女性の割合は、第3次県男女共同参画基本計画における数値目標（令和7年度までに15%）に対し、11.5%（令和4年4月1日現在）となっている。また、県の教育委員会における女性の管理的地位（課長相当職以上）に占める女性の割合は、11.5%（平成29年4月1日現在）から14.3%（令和4年4月1日現在）となっている。引き続き、管理的地位にある職員への女性の登用を推進する。
- 市町村職員（一般行政職）における管理的地位（課長相当職以上）に占める女性の割合は、数値目標（令和4年度までに10%）に対し、8.1%（令和3年4月1日現在）となっている。市町村における女性職員の採用・登用について、各市町村の特定事業主行動計画を踏まえつつ情報提供及び助言を行い、主体的かつ積極的な取組を促進する。
- 農林水産業に従事する女性が、経営や地域づくりの担い手として明確に位置付けられ、その持てる力を十分に発揮・活用できるよう、女性農業経営士や青年林業士、女性漁業士等を育成する。
- 保育所等における待機児童の解消に向けて、計画的な保育所、放課後児童クラブ等の整備を推進する。
- 男性の家事・育児等への参画を促進するため、あらゆる機会を捉えて、男女がともに働きながら家事・育児を担える環境づくりや気運の醸成に努める。

#### 5 コロナ禍で顕在化された課題及び今後の方向性

- コロナ禍において、特に女性の就業者の割合が高い飲食・宿泊業などが影響を受け、非正規雇用労働者が大きく減少した。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、雇用や生活等に与える影響が性別により異なっていることに配慮し、課題を把握する必要がある。
- 男性の家事・育児の参画拡大に向けて、多様で柔軟な働き方が可能な職場環境の整備を一層推進する必要がある。男性が積極的に育児休暇・休業を取得している企業や、出産・育児期を経て活躍する女性がいる企業の事例・情報提供を行うとともに、専門家を派遣し、環境整備の支援を行う。

## 6 定量的評価

(1)事業・取組数 62

(2)集計表

項目	評価 2次評価 (男女共同参画室)	【参考】1次評価(自己評価) (事業・取組担当課)			
		a	b	c	d
「具体的施策」または「施策の方向」 に貢献する実施ができたか	—	52	10	0	0
(1)企業トップ等の意識改革や 職場風土改革	A	7	0	0	0
(2)女性の能力発揮・経営への参画 及び管理職等への登用促進	B	25	8	0	0
(3)子育て・介護基盤整備の推進	A	11	2	0	0
(4)長時間労働是正等働き方改革 の推進	A	7	0	0	0
(5)男性の意識改革と家事・育児 等への参画促進	A	2	0	0	0

A, a: 実施できた (80%以上)

B, b: どちらかと言えば実施できた (50%以上 79%以下)

C, c: どちらかと言えば実施できなかった (20%以上 49%以下)

D, d: 実施できなかった (20%未満)

## (重点目標3) 生涯を通じた男女の健康支援

### 1 取組

- ① 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援
- ② 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進
- ③ スポーツ活動を通じた生涯にわたる健康づくりの推進  
(事業・取組数 21)

### 2 評価

- 県男女共同参画センターによる各種講座等の機会を通じ、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する知識の普及・啓発等が図られた。
- 思春期から更年期に至る女性に対し、生涯を通じ自己の健康を適切に管理・改善するために必要な婦人科系疾患や更年期障害、妊娠、出産等の女性の健康に関する知識の普及啓発を図るとともに、早期発見が重要な乳がん、子宮がんに関する正しい知識の普及と検診の重要性の理解を深め、受診率の向上に努めている。  
乳がん及び子宮がんの検診受診率について、乳がんは平成28年度の49.6%から令和元年度は48.5%、子宮頸がんは平成28年度の46.6%から令和元年度は44.3%となっているが、いずれも全国平均は上回っている。
- 「女性にやさしい医療機関」については、平成28年度の67機関から令和2年度は71機関となっている。
- 精神的・身体的又は生活環境等の理由から、妊娠や出産に支障をきたす恐れのあるハイリスク妊産婦及び乳幼児や、疾病により長期にわたる療養を必要とする児を対象に、保健師等による訪問指導等による切れ目のない継続的な支援体制の充実が図られた。訪問指導により、ハイリスク妊産婦の育児不安やストレスの軽減を図り、未熟児などの健全な養育を促すための育児支援を行うことで、産後うつや育児ノイローゼ、虐待等の予防、早期発見に繋がった。
- 指定医療機関において特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けた夫婦に対する各種助成金の給付・拡充により、その精神的・経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが図られた。
- 10代の人工妊娠中絶実施率は、令和2年度には減少したが、全国比では高い水準にある。思春期にある児童生徒等に対し、性に関する正しい知識や情報を提供するほか、自身の健康状態に応じた適切な自己管理の実施や望まない妊娠を含めた妊娠・出産・育児について自己決定ができるような支援を行う必要がある。

### 3 主な指標

○ 健康寿命

年度	男性	女性
本県	73.40 歳	76.23 歳
全国	72.68 歳	75.38 歳

(厚生労働省「健康寿命の令和元年値について(第16回健康日本21(第二次)推進専門委員会)」)

○ 生活習慣病による年齢調整死亡率(人口10万人当たり)

	本県		全国	
	男性	女性	男性	女性
悪性新生物(75歳未満)[R2年]	92.1	51.2	85.6	54.9
脳血管疾患[H27年]	44.1	27.5	37.8	21.0
虚血性心疾患[H27年]	26.5	11.8	31.3	11.8

(悪性新生物(75歳未満):国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計(R2年)」,  
脳血管疾患・虚血性心疾患:厚生労働省「人口動態統計特殊報告(H27年)」)

○ 自殺による年齢調整死亡率(人口10万人当たり)

	男性	女性
本県	23.5	7.7
全国	23.0	8.9

(厚生労働省「人口動態統計特殊報告(H27年)」)

○ 乳房の悪性新生物による年齢調整死亡率(人口10万人当たり)

	女性
本県	8.5
全国	10.2

(国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計(R2年)」)

○ 子宮頸がん検診受診率〔数値目標〕

	H28	R1	R4 目標
本県	46.6%	44.3%	50%以上
全国	42.3%	43.7%	—

(厚生労働省「国民生活基礎調査(R元年)」)

○ 乳がん検診受診率〔数値目標〕

	H28	R1	R4 目標
本県	49.6%	48.5%	50%以上
全国	44.9%	47.4%	—

(厚生労働省「国民生活基礎調査(R元年)」)

○ 喫煙率(20歳以上・「毎日吸っている」又は「時々吸う日がある」)

	男性	女性
本県	31.2%	7.9%
全国	28.8%	8.8%

(国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計(R1年)」)

○ 女性にやさしい医療機関の指定数

H30	R1	R2	R4 目標
69 機関	69 機関	71 機関	100 機関以上

(※女性にやさしい医療機関：女性が抱える様々な健康問題に対応する性差を考慮した医療を推進している医療機関)

○ 特定不妊治療費助成件数

	H30	R1	R2
助成件数	延べ 814 件	延べ 949 件	延べ 848 件
助成金額	139,215 千円	158,191 千円	159,515 千円

○ 離島地域不妊治療費助成件数

	H30	R1	R2
助成件数	68 件	87 件	58 件
助成金額	2,023 千円	2,439 千円	1,820 千円

○ 10代の人工妊娠中絶実施率〔数値目標〕（15歳以上20歳未満女子総人口千対）

年度	H29	H30	R1	R2	R4 目標
本県	5.1 人	5.2 人	5.4 人	4.6 人	5.0 人
全国	4.8 人	4.7 人	4.5 人	3.8 人	—

(県子ども家庭課「母子保健統計」)

○ これまでに生理用品を買うのに困った経験がある人の割合

困った頻度	割合
困ったことはない	75.1%
ときどき困っている	21.0%
いつも困っている	3.4%
無回答	0.4%

(県男女共同参画室「令和3年度『生理の貧困』に関するWEBアンケート調査」)

○ 生理用品を買うのに困ったときの対応

対応内容	割合
交換する回数を減らした	81.7%
トイレトペーパーなど生理用品でないものを代わりに使った	32.3%
周りの友人や他の人に借りた、またはもらった	17.3%
学校の保健室等でもらった	2.2%
その他	5.4%

(県男女共同参画室「令和3年度『生理の貧困』に関するWEBアンケート調査」)

○ 生理用品を使わなかったり、使い回したりすることによる心身への影響

心身への影響	割合
不調を感じたりしたことはない	26.4%
ときどき不調を感じたりする	51.1%
いつも不調を感じている	16.6%
無回答	5.9%

(県男女共同参画室「令和3年度『生理の貧困』に関するWEBアンケート調査」)

#### 4 主な課題及び今後の方向性・検討事項

- 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）」に対する関心を高め、社会全体に認識されるよう普及啓発を行う。
- 女性の健康問題についての知識の普及・啓発や「女性にやさしい医療機関」等の指定・登録の拡充、女性が受診・相談しやすい医療環境の整備、性差医療の知識の普及を図る。
- 妊娠・出産の安全性の確保、育児不安やストレス、虐待傾向など様々な要因を抱える家庭への経済的支援や相談体制の充実を図る。
- 家庭・地域と連携し、学校において思春期にある児童生徒等に対し、発達段階に応じた性に関する正しい知識や情報を提供する。
- 男女が生涯を通じて心身ともに健康に過ごすため、性別、年齢、障害の有無にかかわらず全ての人々がスポーツを行うことができる環境を目指す。

#### 5 コロナ禍で顕在化された課題及び今後の方向性

- 感染症への感染を恐れ、がん検診の受診を控える傾向が見られた。過度な受診控えは健康上のリスクを高めてしまう可能性がある。電話やメール、テレビ電話などによる検診方法の工夫を行うとともに、がんは早期発見・早期治療が重要であることから、検診の必要性や正しい知識の普及啓発を行う。
- 妊産婦が感染症感染による胎児への影響を恐れ、外出や人との交流を避ける傾向にあった。妊産婦は出産への不安によりただでさえ精神的に不安定になることが多いが、さらにコロナによる精神的負担や、外部との接触を控えたことによる孤独感が加わり、心理的負担が増加した。新型コロナウイルス感染症だけでなく、インフルエンザなどの感染症の流行は妊産婦の心理的負担の増加に繋がるため、妊産婦の心に寄り添った継続的な支援が求められる。
- また、医療従事者や入院中の患者の感染症への感染を恐れ、感染拡大地域に居住し、県内で出産を希望する妊産婦や妊娠中のコロナ患者の出産の受け入れ体制が課題となった。どの地域、どのような状況下であっても、妊産婦が安心して妊娠期を過ごし、出産できるよう、医療機関等と連携を図り、医療体制を整える必要がある。
- 「生理の貧困」に関するWEBアンケート調査によると、4人に1人が生理用品の購入に困った経験があり、3.4%が「いつも困っている」と回答している。  
「生理の貧困」は女性の人権や健康に関わる重要な問題であることから、こうした困難を抱える女性に寄り添った相談支援等を充実させていく必要がある。

## 6 定量的評価

(1)事業・取組数 21

(2)集計表

項目	評価 2次評価 (男女共同参画室)	【参考】1次評価(自己評価) (事業・取組担当課)			
		a	b	c	d
「具体的施策」または「施策の方向」 に貢献する実施ができたか	—	18	3	0	0
(1)生涯にわたる男女の健康の 包括的な支援	A	5	1	0	0
(2)妊娠・出産等に関する健康支援 と性に関する正しい理解の促進	A	12	1	0	0
(3)スポーツ活動を通じた生涯に わたる健康づくりの推進	B	1	1	0	0

A, a：実施できた（80%以上）

B, b：どちらかと言えば実施できた（50%以上 79%以下）

C, c：どちらかと言えば実施できなかった（20%以上 49%以下）

D, d：実施できなかった（20%未満）

## （重点目標４）男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

### 1 取組

- ① 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援
- ② デートDV、性犯罪・ストーカー行為等への対策及び被害者支援  
（事業・取組数 30）

### 2 評価

- 「県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づき、県女性相談センターを中核とした配偶者暴力相談支援センター及び警察等が連携して取組の強化を図り、相談対応やカウンセリング、緊急時における安全の確保及び一時保護、自立支援のための就業や、住宅入居、施設の利用等についての情報提供や助言、関係機関との連絡調整等、被害者の支援に取り組んだ。  
また、DV防止の意識啓発や相談窓口の周知を図るため、広報用動画の配信やリーフレットの配布、関係機関・団体と協働した街頭キャンペーン等を行ったほか、相談支援体制の充実を図るため、関係機関との連携会議（配偶者等からの暴力対策会議）や相談員等を対象とした研修会等を開催した。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」を知っている人の割合が、前回調査（平成28年度）の84.7%から令和3年度県民意識調査では86.2%となったが、数値目標（令和4年度までに100%）の達成には至っていない。
- 住民に身近な市町村の取組を支援するため、研修会への講師派遣を行うとともに、「県・市町村DV担当者課長等研修会」を開催するなど、DV基本計画の策定や庁内連絡会議の設置促進を図った。  
新たに2市町において配偶者暴力相談支援センターが設置され、配偶者暴力防止計画（DV防止計画）を策定した市町村の割合は、平成29年度の81.4%（35市町村）から令和3年度は88.4%（38市町村）となったが、数値目標（令和4年度までに100%）の達成には至っていない。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うDV被害等の増加や深刻化に対応するため、既存の公的相談体制を補完する形でSNS・電話による相談窓口「鹿児島県DV・人権相談『With You』」を設置し（令和2年5月13日～8月12日）、相談対応の充実が図られた。
- 高校や特別支援学校等が主催する研修会等に講師を派遣し、男女共同参画の視点からデートDVや人権問題をテーマとした学習機会を提供することで、若年層に対する意識啓発が図られた。
- 鹿児島大学ボランティアサークルとの共催で、若者を対象とした相談窓口や講座等を開設することで、デートDVに対する理解を深め、大学の自主サークルの活動を各地に広げることができた。また、デートDV予防のための活動を行う高校生ピアサポーターを養成する講座を実施したことで、デートDV未然防止に向けた意識の醸成が図られた。（ピア：同じ立場、同じ悩みを持つ仲間）



- 「性暴力被害者サポートネットワークかごしま(通称：FLOWER)」における相談対応や広報啓発活動により、性暴力・性犯罪被害者への支援がなされた。
- 県警察本部における性犯罪指定捜査員については、令和元年度に初めて男性の警察官が指定されるなど、男女ともに人員体制の拡充が図られた。
- ストーカー及びDV事案をはじめとする人身安全関連事案に的確に対処するため、県警察本部において、人身安全関連事案対処プロジェクトチームを発足し、被害者保護対策と各種対策の迅速かつ適切な対応に努めた。  
また、性犯罪被害相談電話につながる短縮ダイヤル「#8103 ハートさん」の運用により、性犯罪被害者が相談しやすい環境を整備し、性犯罪被害者の心のケアを行った。

### 3 主な指標

- 市町村における配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画の策定状況  
18市 20町村（策定率 88.4%）〔令和4年度目標：100%〕  
鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、南大隅町、肝付町、中種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町

- 男女共同参画関連用語の周知度（県民意識調査）  
※「よく知っている、聞いたことがある」と答えた人の割合

用語	H28	R3	数値目標(R4)
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	84.7%	86.2%	100.0%
男性	86.3%	86.4%	—
女性	86.3%	87.3%	—

- 交際相手や配偶者等から受けた暴力や嫌がらせについての相談先（県民意識調査）  
「どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）」と答えた人の割合

暴力や嫌がらせ等についての相談先	H28(県)	R3(県)	R2(内閣府)	
	交際相手や配偶者		配偶者	交際相手
「どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）」	42.2%	53.1%	47.4%	35.7%
男性	47.4%	63.0%	57.1%	39.8%
女性	40.4%	50.6%	41.6%	34.0%

- 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者等からの暴力についての相談受付状況

	H30	R1	R2
件数	1,507件	1,808件	1,996件

- 警察における配偶者等からの暴力事案認知状況・対応状況

種別 \ 年	H30	R1	R2
相談件数	390件	415件	418件
検挙件数	50件	43件	49件
指導・警告	392件	544件	740件
防犯指導	3,085件	4,501件	4,619件

○ 警察におけるストーカー行為の被害認知・検挙件数

種別 \ 年	H30	R1	R2
相談件数	406件	354件	345件
検挙件数	33件	32件	43件
禁止命令	15件	14件	16件
文書警告	17件	11件	18件
指導・警告	411件	491件	527件
防犯指導	2,618件	3,430件	3,476件

○ 性犯罪事件の認知・検挙状況

	H30	R1	R2
件数	43件	52件	41件
うち被疑者検挙	30件	37件	35件

(県警察本部「鹿児島島の犯罪」)

○ FLOWER相談拠点における相談件数

年度	H30	R1	R2
相談件数	371件	381件	472件

○ 鹿児島労働局に寄せられた職場からのセクシュアル・ハラスメント相談件数

H29	H30	R1	R2
101件	99件	156件	140件

#### 4 主な課題及び今後の方向性・検討事項

- 令和3年度県民意識調査では、被害者の2人に1人が「どこにも誰にも相談しなかった(できなかった)」と回答している。  
男女の人権を侵害するあらゆる暴力の被害の潜在化を防ぎ早期発見・早期対応につなげるため、引き続き、相談窓口カードやリーフレット、県政広報媒体等の活用による相談窓口の周知、相談員の資質向上など相談支援体制の充実に取り組む必要がある。
- 県内の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数や警察における暴力事案の認知件数は、依然として高い水準で推移しており、女性に対する暴力への社会の認識は高まってはいるものの、対策は十分とはいえない状況にある。今後とも「女性に対する暴力をなくす運動」期間の集中的な取組などを通じて、女性に対する暴力を容認しない気運の醸成を図るとともに、関係機関の連携強化や相談員の資質向上による相談支援体制の充実に努める。
- 配偶者暴力防止法の見直しや加害者プログラムに関する国の検討状況を踏まえ、必要な対策についての検討を行う。
- 新型コロナウイルス感染症への対応に係るDV被害者への必要な支援については、国からの通知等に基づき関係機関等と連携して適切に対応する。
- 相談機関における相談員の資質向上や関係機関との連携により、相談・カウンセリング体制の充実が図られているが、相談内容が複雑化・多様化し、ICTの進展やSNSなど新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い暴力の形態も多様化していることから、これらに対応した相談員の資質向上や相談支援機関の周知に努める必要がある。

- DV被害者の県営住宅への優先入居制度については引き続き周知を図り、DV法所管課や配偶者暴力相談支援センター等と連携して入居希望者に対する必要な支援を行う。
- 令和3年度県民意識調査では、10歳代又は20歳代に交際相手からの暴力や嫌がらせ等を受けた経験の割合は前回調査（平成28年度）から減少傾向にあるが、引き続き若年層に対する啓発や相談窓口の周知に取り組むとともに、若者による自主的な活動に対する継続的な支援を行う。
- 女性が被害者となる性犯罪は、犯行がエスカレートし、段階的に悪質化する特徴があることから、被害者を早期に検挙することにより、被害の拡大、同種事案の未然防止を図る必要がある。被害者の中には加害者からの報復を恐れ、事件化や警告を拒む者がいることから、被害者保護を最優先に、加害者の検挙・指導警告を行うとともに、積極的な初期対応及び継続対応を徹底する。  
また、性犯罪の被害者は精神的に大きなダメージを受けるため、被害者の心情に配慮しながら、安心して相談でき、必要で継続的な支援が迅速に受けられるよう体制の充実・強化に努める。
- 性犯罪被害者等を支援するため、性暴力被害者サポートネットワークかごしま（通称：FLOWER）の相談拠点における相談対応や医療費等の公費負担を実施するほか、国の夜間休日コールセンターと連携した24時間の相談受理体制の整備を図る。

## 5 コロナ禍で顕在化された課題及び今後の方向性

- 生活不安やストレスなどによるDVの増加・深刻化が懸念される中、令和2年度のDV相談件数は県・全国ともに過去最多となった。被害者支援に当たっては、関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援を行う必要がある。
- SNSやメールなどの多様な相談手段へのニーズの高まりを踏まえ、内閣府が開設しているSNS等に対応した24時間体制のDV相談窓口「DV相談+（プラス）」の周知を図る。

## 6 定量的評価

(1)事業・取組数 30

(2)集計表

項目	評価 2次評価 (男女共同参画室)	【参考】1次評価（自己評価） （事業・取組担当課）			
		a	b	c	d
「具体的施策」または「施策の方向」 に貢献する実施ができたか	—	27	3	0	0
(1)配偶者等からの暴力の防止 及び被害者支援	A	16	3	0	0
(2)デートDV、性犯罪、ストーカー 行為等への対策及び被害者支援	A	11	0	0	0

A, a：実施できた（80%以上）

B, b：どちらかと言えば実施できた（50%以上79%以下）

C, c：どちらかと言えば実施できなかった（20%以上49%以下）

D, d：実施できなかった（20%未満）

## (重点目標5) 生活上の困難や課題を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備

### 1 取組

- ① 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
- ② 障害のある人や高齢者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備  
(事業・取組数 27)

### 2 評価

- 生活困窮者自立支援法に基づき、県所管地域において、生活保護に至る前段階の生活困窮者の自立促進を図るための相談支援を行い、相談支援、就労支援、家計相談等の包括的支援体制の構築を図った。
- 貧困等生活上の様々な困難を抱える女性が就労又は就労の前段階となる社会とのつながりを回復するため、地域住民の身近な相談対応を行う民生委員のスキル向上を図る取組を新たに実施するとともに、当該女性のための就労支援等の専門相談を開設した。
- 経済的な理由などにより生理用品を購入又は使用できない「生理の貧困」について、かごしま県民交流センターにおいて試行的に無料提供の取組を行うとともに、現状や課題を把握し今後の施策の参考とするため、県内在住の女性を対象としたWEBアンケート調査を実施した。
- 結婚・出産・子育て等を理由に就労を中断し、再就職を希望しているものの、ブランク等による不安からスムーズに求職活動を行えない女性や、非正規雇用として働きながら正規雇用者への転職を希望する女性を対象に、職場体験を取り入れた研修を実施することにより、働きたい女性の再就職を支援した。
- 個々の家庭状況、職業適性、就業経験等に応じた就業相談、就業支援講習会等の実施、ハローワークと連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスを提供するとともに、養育費の取り決め等専門家による相談体制の整備等を総合的に行った。また、母子家庭の母等の就業を促進するため、個々の母子家庭の母等の主体的な能力開発の取組への支援や、母子家庭の母等の就職に有利となる資格取得に対して生活費の支援を行い、ひとり親家庭の自立促進を図ることができた。
- 認知症高齢者、知的障害者等判断能力が不十分な方が自立した生活が送れるよう、福祉サービス利用援助等を行うことにより、きめ細やかな保健福祉サービスを適時・的確に受けられるような体制の整備・定着を図った。
- 高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括支援センター職員研修や介護予防推進支援等、地域包括ケアシステム構築に向けた市町村の取組支援を行った。
- 国際交流プラザの設置により、各種生活情報、海外情報誌等の提供（外国新聞、外国雑誌）による情報提供を実施するとともに、県民の海外との交流に関する相談、留学相談等のほか、外国語・文化講座等を実施し、県民と外国人の相互理解を深め、外国人が安心して暮らせる環境整備に貢献した。

### 3 主な指標

○ 20歳から34歳までの就業率

H27	男性	女性
本 県	78.8%	69.0%
全 国	72.2%	63.5%

○ 無配偶者における非正規雇用者の割合

H27	男性	女性
本 県	27.1%	40.5%
全 国	26.7%	43.9%

○ 就業者数・雇用者数の推移（全国）

【就業者数】

	R2.3	R2.4	増減
男 性	3,737万人	3,698万人	▲39万人
女 性	3,000万人	2,930万人	▲70万人
計	6,737万人	6,628万人	▲109万人

【雇用者数】

	R2.3	R2.4	増減
男 性	3,305万人	3,270万人	▲35万人
女 性	2,743万人	2,669万人	▲74万人
計	6,048万人	5,939万人	▲109万人

（内閣府「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書～誰一人取り残さないポストコロナの社会へ～」）

○ 新型コロナウイルスに関連した雇用調整の状況（令和4年1月）

	本 県	全 国
解雇・雇止め	1,807人	124,715人

（厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について-1月21日現在集計分-」）

○ 自殺の原因（複数計上）

	R2		R1		H30	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
家 庭 問 題	22人	12人	18人	12人	22人	13人
健 康 問 題	85人	45人	112人	56人	88人	59人
経 済・生 活 問 題	27人	6人	27人	4人	32人	5人
男 女 問 題	6人	5人	8人	2人	4人	0人
学 校 問 題	1人	1人	2人	1人	3人	0人
勤 務 問 題	25人	6人	19人	1人	18人	4人
そ の 他	9人	6人	7人	0人	7人	3人
不 明	90人	20人	94人	22人	72人	18人
計	265人	101人	287人	98人	246人	102人
	366人		385人		348人	

※主な自殺原因を3つまで複数計上できることから、実際の自殺者数と一致しない  
（県警察生活安全企画課「自殺者の年齢・原因別統計」）

○ 警視庁の自殺統計に基づく自殺者数

	R3	R2	R1	H30
本 県	273 人	295 人	308 人	278 人
男 性	176 人	219 人	233 人	199 人
女 性	97 人	76 人	75 人	79 人
全 国	21,007 人	21,081 人	20,169 人	20,840 人
男 性	13,939 人	14,055 人	14,078 人	14,290 人
女 性	7,068 人	7,026 人	6,091 人	6,550 人

(厚生労働省「自殺の統計」)

○ これまでに生理用品を買うのに困った経験がある人の割合

困ったことはない	ときどき困っている	いつも困っている	その他・無回答
75.1%	21.0%	3.4%	0.4%

(県男女共同参画室「令和3年度『生理の貧困』に関するWEB アンケート調査」)

○ 生理用品を買うのに困った理由

	割合
収入が少ない(減った)から	51.0%
値段が高いから	57.3%
自分が使えるお金が少ないから	33.9%
他にお金を使わなければならないから	46.2%
自分で買うのが恥ずかしいから	8.2%
親(保護者)に頼みにくい(恥ずかしい)から	6.5%
親(保護者)の収入が少ない(減ったから)	3.0%
親(保護者)買ってくれないから	1.1%
その他	7.5%

(県男女共同参画室「令和3年『生理の貧困』に関するWEB アンケート調査」)

#### 4 主な課題及び今後の方向性・検討事項

- 就労経験のない又は就労経験に乏しい母子家庭の母等、いわゆる長期失業状態にある母等に対して、引き続き、就業的自立促進のための職業訓練を実施するとともに、託児サービスを付加し、受講者の支援を行う。
- 県母子寡婦福祉連合会への委託により、ひとり親家庭の母等が就学等の自立促進に必要な事由や疾病等で一時的に支援等のサービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣し、必要な援助を行う。
- 高齢者の尊厳ある暮らしの確保や家族の介護負担の軽減を図るため、早期の段階から医療や介護を受けられる体制の整備に努める。
- 介護に関する知識や技術の普及・研修の実施に当たっては、引き続き、介護は女性が担うものといった性別による役割の固定化を助長することのないよう配慮した取組を進める。
- 外国人の男女が共に地域で孤立しないよう、多言語による情報提供の実施や相談員の資質向上による支援を充実し、安心して暮らせる環境の整備に努める。

## 5 コロナ禍で顕在化された課題及び今後の方向性

- 生活困窮者からの相談件数が増加しており、相談員の資質向上を図るとともに、生活困窮者自立相談支援機関の体制強化に努める必要がある。
- 非正規雇用労働者やひとり親家庭等、生活上の困難を抱える人の増加が見られる中、女性は、出産・育児等により就業を中断する人や非正規雇用者が多いこと、賃金等の処遇に男女格差があることなどから、男性に比べて貧困など生活上の困難に陥りやすくなっていることから、就労上のジェンダーギャップ（男女格差）や配偶者等からの暴力などを背景として生じている様々な困難を抱える女性を支援するための取組を推進する必要がある。
- 経済的な理由などにより生理用品を購入又は使用できない「生理の貧困」については、県が実施した実態調査の結果も踏まえ、引き続き関係機関と連携しながら課題の把握に努めるとともに、県の相談機関等において、こうした困難を抱える女性に向けた生理用品の無料提供を実施するほか、市町村における同様の取組を支援する。
- 休業等により一時的に収入が減少するなど、生活が窮迫したことなどを理由に貸付金の償還困難者が発生している。償還困難者には、最大1年間償還期間を猶予するなどの適切な措置を行う必要がある。また、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、就業や生活一般についての相談、経済上の諸問題、借入金等による経済的困窮に関して、母子・父子自立支援員による情報提供やきめ細やかな指導を行う。
- 感染拡大防止のため高齢者の外出機会が減ったことで、活動量の低下に伴うフレイル状態が進行しており、自宅でも活動量を維持できる手法等について検討する必要がある。
- 在留資格の更新や陰性証明書の発行方法、ワクチンの接種予約方法など、新型コロナウイルス感染症に関する在留外国人からの相談が増加している。在留外国人に対し適切な情報提供ができるよう、国の関係機関や保健所等へ積極的に情報収集を行うとともに、緊急時にも分かりやすい広報活動を行うよう関係機関へ働きかける。
- 新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見などの人権問題が発生していることから、県民一人ひとりが人権の意義や人権尊重の重要性について正しい認識を持つことができるよう、人権教育、啓発の総合的かつ効果的な推進を図るとともに、相談体制の充実を図る。

## 6 定量的評価

(1)事業・取組数 27

(2)集計表

項目	評価 (男女共同参画室)	【参考】1次評価（自己評価） （事業・取組担当課）			
		a	b	c	d
「具体的施策」または「施策の方向」に貢献する実施ができたか	—	22	5	0	0
(1)貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援	A	13	0	0	0
(2)障害のある人や高齢者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	B	9	5	0	0

A, a：実施できた（80%以上）

B, b：どちらかと言えば実施できた（50%以上 79%以下）

C, c：どちらかと言えば実施できなかった（20%以上 49%以下）

D, d：実施できなかった（20%未満）

## （重点目標6）男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進

### 1 取組

- ① 人材育成等による男女共同参画推進の基盤づくり
- ② 地域における方針決定過程への女性の参画拡大
- ③ 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進  
(事業・取組数 11)

### 2 評価

- 県男女共同参画センターにおいては、県男女共同参画推進条例の基本理念を踏まえ、NPOや企業など多様な主体との連携・協働により、男女共同参画週間事業をはじめ様々な講座を開催し、男女共同参画についての正しい理解が県民に広がるよう、様々な機会を捉えた情報発信や学習機会の提供を行った。  
令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、男女共同参画週間事業等において、コロナ禍での女性の現状や課題について取り上げるとともに、感染防止に配慮した企画運営（オンラインを活用した情報発信）などにも取り組んだ。  
また、感染防止対策として、Web形式での講座等の開催に対応した機器を導入し、対面形式とWeb形式双方に対応できる体制を整備した。安心して受講できる環境づくりや受講者の利便性向上、離島など遠隔地の県民に対する学習機会の拡大にもつながった。  
一方、令和3年度県民意識調査によると、県男女共同参画センターを知っていると回答した人は約3割（33.9%）となっており、数値目標（令和4年度までに50%）の達成には至っていない。
- 地域で男女共同参画を推進する人材の育成については、市町村の推薦を受けた方を「男女共同参画地域推進員」として委嘱し、令和4年4月1日現在、41市町村に116人となり、着実に増加した。2人以上設置されている市町村数は、20市町村（46.5%（平成29年度））から26市町村（60.5%（令和3年度））に増加しているが、数値目標（令和4年度に100%）の達成には至っていない。
- 公共的団体や自治会組織等における方針決定過程への女性の参画は依然として進んでいない。また、令和3年度県民意識調査によると、地域社会の中で男女平等と感じている人の割合は、27.2%で、男性優遇と感じている人の割合が半数以上（53.2%）と、依然として不平等を感じている人が多い。
- 女性農業者の農業経営や地域農業への積極的な参画を促進するため、研修会等を通じたリーダーの育成、女性の発想から農業の魅力をPRする取組や新商品開発等を支援した。女性農業経営士の認定者数については、令和3年度末現在で476人となっており、数値目標（令和4年度までに460人）を達成している。
- 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進については、県において女性のニーズやプライバシーに配慮した市町村向けの「避難所管理運営ガイドライン」を策定し、各市町村においても避難所の管理運営に男女共同参画の視点が反映されるよう促進した。  
「避難所管理運営マニュアル」を策定した県内市町村は令和2年度末現在で33市町村と着実に増加してきている。



### 3 主な指標

- 県男女共同参画地域推進員が2人以上設置されている市町村の割合

	H29	R2	R3	数値目標(R4)
市町村数	20市町	26市町村	29市町村	43市町村
割合	46.5%	60.5%	67.4%	100%

- 自治会組織の代表者における女性の割合

	H30	R1	R2	R3
本 県	6.3%	6.6%	6.2%	6.8%
全 国	5.5%	5.9%	6.1%	6.3%

(内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」)

- PTA 会長（小中学校）に占める女性の割合

	H30	R1	R2	R3
本 県	7.9%	7.1%	6.9%	7.6%
全 国	13.8%	13.8%	14.8%	16.6%

(内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」)

- 消防団員に占める女性の割合

	H30	R1	R2	R3
本 県	3.6%	3.5%	4.0%	4.0%
全 国	3.1%	3.2%	3.3%	3.4%

- 市町村における「避難所管理運営マニュアル」の策定状況

	H30	R1	R2
策定済み	25市町村	29市町村	33市町村
策定中・策定予定	18市町村	13市町村	10市町村

- 地方議会における女性議員の状況

		都道府県議会	市(区)議会	町村議会
本 県	議員現員数	49人	395人	276人
	女性議員	5人	52人	17人
	女性比率	10.2%	13.2%	6.2%
全 国	議員現員数	2,621人	18,800人	10,808人
	女性議員	305人	3,165人	1,217人
	女性比率	11.6%	16.8%	11.3%

(内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」)

- コロナ禍における社会的活動の状況

	自治会、町内会などの地縁的な活動	ホムロンティア、NPO、市民活動	スポーツ・趣味・娯楽活動
大きく影響を受け、ほとんど(まったく)活動が行われなかった	57.9%	48.3%	42.9%
影響を受けたが、何とか活動が継続された	33.4%	37.0%	43.7%
ほとんど影響を受けなかった	8.2%	13.9%	13.1%
その他	0.5%	0.8%	—

(大正大学地域構想研究所「コロナ禍の下における社会的活動の状況についてのアンケート調査」)

#### 4 主な課題及び今後の方向性・検討事項

- 県男女共同参画センターについては、引き続き、本県の男女共同参画を推進する総合的な拠点としての機能充実を図るとともに、様々な機会を捉え県民への周知に努める。
- 地域における男女共同参画の推進を担う男女共同参画地域推進員について、全市町村で2人以上の設置を、また、男性の地域推進員の増員を目指し、市町村との連携等により人材の発掘・育成に努める。また、意見交換や活動に当たった実践的な学習機会の場の提供など、活動のフォローアップを行う。
- 令和3年度県民意識調査によると、地域社会の中で男女平等と感じている人の割合は3割に満たず、依然として不平等を感じていることから、地域づくりの場において、固定的な性別役割分担意識に基づく旧来の運営のあり方や活動内容等の慣行の見直しに向けた意識啓発や学習機会の提供等を行うとともに、性別や年齢にかかわらず、人材を育成し、方針決定過程への女性の参画拡大を促進する。
- 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進に向けて、引き続き、市町村における避難所管理運営マニュアルの策定を促進するとともに、防災に関する政策・方針決定や防災の現場における女性の参画拡大、男女共同参画の視点を踏まえた防災教育や災害対応に取り組む。

#### 5 コロナ禍で顕在化された課題及び今後の方向性

- 災害発生時、新型コロナウイルス感染症による様々な課題（適切な定員設定、濃厚接触者や発熱者等への対応、県域の移動制限下における災害ボランティアの確保等）に応じた適切な避難所運営がなされるよう、市町村に対し必要な助言等を行っていく必要がある。

#### 6 定量的評価

(1)事業・取組数 11

(2)集計表

項目	評価 2次評価 (男女共同参画室)	【参考】1次評価（自己評価） （事業・取組担当課）			
		a	b	c	d
「具体的施策」または「施策の方向」に貢献する実施ができたか	—	9	2	0	0
(1)人材育成等による男女共同参画推進の基盤づくり	A	2	0	0	0
(2)地域における方針決定過程への女性の参画拡大	B	3	1	0	0
(3)男女共同参画の視点に立った地域防災の推進	A	4	1	0	0

A, a：実施できた（80%以上）

B, b：どちらかと言えば実施できた（50%以上 79%以下）

C, c：どちらかと言えば実施できなかった（20%以上 49%以下）

D, d：実施できなかった（20%未満）

### Ⅲ 施策の評価（戦略的取組）

#### 1 目的

各重点目標を実現するため分野横断的に取り組むべき課題を明確化し、可能な限り経営資源を集中させて取り組むテーマとして3つの戦略的取組を設定

- ① 子どもの頃からの男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組
- ② 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりに向けた取組
- ③ あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた取組

#### 2 評価

ア ①「子どもの頃からの男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組の推進」については、取組の一環として「子どもたちの男女共同参画学びの広場事業」を実施し、平成25年度からの9年間で、県内延べ98の小中学校（小学校72校、中学校23校、小中併設校2校、義務教育学校1校）、延べ12,395人が参加している。児童・生徒、教職員、保護者・地域住民の方々をそれぞれ対象としたワークショップやセミナーを一体的に実施することで、地域全体の人権意識や男女平等意識の醸成が図られた。実施を申請する学校が増加し希望に応えられないことから、令和3年度は事業予算を増額して対応した。

イ ②「男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりに向けた取組」については、地域で男女共同参画を推進する県男女共同参画地域推進員数及び設置されている市町村数が着実に増加した。

##### 【男女共同参画地域推進員委嘱者数】

	H29(H30.4.1現在)	R2(R3.4.1現在)	R3(R4.4.1現在)
市町村数	36市町	41市町村	41市町村
委嘱者数	99人	110人	116人

##### 【県男女共同参画地域推進員が2人以上設置されている市町村の割合】

	H29	R2	R3	数値目標(R4)
市町村数	20市町	26市町村	29市町村	43市町村
割合	46.5%	60.5%	67.4%	100%

県民意識調査によると、地域社会の中で、男女平等と感じている人の割合は約3割に過ぎず、依然として不平等を感じている人が多い。

公共的団体や自治会組織等における方針決定過程への女性の参画も依然として進んでいない。

防災分野における男女共同参画については、国が令和2年5月に取りまとめた「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の市町村への周知や、県・市町村の防災担当職員等への同ガイドラインを活用した研修会を開催などに、男女共同参画室と危機管理担当部局が連携して取り組んだ。

ウ ③「あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた取組」については、女性委員登用促進要領に基づき全庁的に取り組み、県の審議会における女性委員の登用率について平成30年度末に数値目標を達成した。

【県の審議会における女性委員の登用率】

	H29(H30.4.1 現在)	R2(R3.4.1 現在)	数値目標(R4)
登用率	38.2%	40.4%	40%以上

また、農村地域の活性化を図るため、高い経営管理能力を持ち、地域の農業振興に意欲的に取り組む本県独自の制度である「女性農業経営士」の認定者数は令和2年度末に数値目標を達成した。

【女性農業経営士の認定者数】

	H29(H30.4.1 現在)	R2(R3.4.1 現在)	R3(R4.4.1 現在)	数値目標(R4)
認定者数	424人	466人	476人	460人

県の管理職以上への女性の登用については、特定事業主行動計画に基づき、将来の管理職となるべき女性の育成を図りつつ、管理的地位にある職員への女性の登用を推進しており、登用率は上昇している。

【県の管理的地位(課長相当職以上)に占める女性職員の割合(知事部局等・教育委員会)】

	H29(H30.4.1 現在)	R3(R4.4.1 現在)	数値目標(R4)
知事部局等	6.9%	11.5%	15%
教育委員会	12.4%	14.3%	16%

※数値目標は県男女共同参画基本計画に基づくもの

### 3 今後の方向性・検討事項

ア ①「子どもの頃からの男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組」については、県が力を入れるべき施策として、令和3年度県民意識調査でも前回と同様、最多の意見となっている。引き続き、男女共同参画と子どもに関わる部局及び市町村が連携、協働し、「子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業」など子どもたちが男女共同参画の理解を深める取組に学校、家庭、地域一体となって取り組む。

イ ②「男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりに向けた取組」については、市町村等と連携して県男女共同参画地域推進員の人材発掘に努め、全市町村での設置や各市町村2名以上の設置を目指すとともに、資質向上のための研修会等を実施し、人材の育成に努める。

地域における男女の平等感が低く、自治会組織の代表者等にも女性が少ない現状を踏まえ、ジェンダー平等・男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発、学校、家庭及び地域における教育・学習等の推進、NPO等の地域の多様な主体との連携による男女共同参画の視点に立った、誰もが出番と居場所のある地域コミュニティづくりを推進する。

男女共同参画の視点からの防災・復興体制の強化については、国のガイドライン等を活用し、男女共同参画局と危機管理防災局が連携して取り組む。

ウ ③「あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた取組」については、引き続き、女性委員登用促進要領に基づき県の審議会等への女性委員登用を促進するとともに、行政、教育分野において、研修や人事異動等を通じた人材の育成に努め、管理職への登用を推進する。

様々な分野への女性の参画を拡大するための環境整備や意識啓発、女性の能力発揮やネットワークづくりのための支援など、職場や家庭、地域において女性が能力を発揮していきいきと活躍できる環境づくりに努める。

農山漁村における男女共同参画の促進については、引き続き、女性農業経営士や青年林業士、女性漁業士等の育成に努める。

## IV システムの評価（県の推進体制）

### ◆ 推進体制の充実度

#### 1 項目

- ① 男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部等の機能発揮
- ② 県男女共同参画センターの機能充実
- ③ 男女共同参画の施策に関する申出制度の適切な運用
- ④ 数値目標の達成に向けた具体的な取組
- ⑤ 施策の進行管理の徹底
- ⑥ 計画の評価及び施策への確実な反映

#### 2 評価

- 基本計画の推進に当たっては、副知事を本部長とする県男女共同参画推進本部会議、県男女共同参画審議会の開催等により、男女共同参画の視点に配慮した関連事業・取組の進行管理・評価を実施し、男女共同参画に関する担当課の理解促進を図った。
- 各所属に設置されている研修推進員や関係課等に設置している男女共同参画推進本部推進員への研修の実施により、庁内への男女共同参画に関する理解の浸透を図った。
- 全所属において男女共同参画社会の形成に向けた取組が促進されるよう、全ての所属に対し「第3次県男女共同参画基本計画に基づき全庁的に取り組む事項」の内容を説明・周知し、取組への働きかけを行った。
- 基本計画の数値目標（県の審議会等への女性委員の登用率）の達成に向け、委員改選の際に、登用計画に基づく女性委員の登用が図られるよう、女性委員登用促進要領に基づく適切な進行管理を行った。
- 男女共同参画を推進する総合拠点である県男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する広報・啓発や情報の収集・提供、学習の場の提供を行ったほか、各地域で男女共同参画を推進する人材の育成や、男女共同参画社会の形成を阻害する行為に関する相談の実施などに取り組んだ。
- 県民の声を男女共同参画社会づくりに活かすため、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等について、「県男女共同参画推進条例」及び「男女共同参画に関する県の施策に対する申出処理要領」に基づき、県民及び民間団体からの申出を受けた際に適切に対応する体制を整えている。
- 基本計画に基づく関連事業・取組の進行管理については、毎年度、関係各課(室)に配慮事項を示し、男女共同参画の視点に配慮した取組がなされたかチェックを促した。  
男女共同参画室においては関係各課(室)から提出された進行管理票を取りまとめ、県男女共同参画審議会による調査審議を経て、県男女共同参画推進本部にて確認を行った。  
結果については、年次報告書「かごしま男女共同参画の状況」の一部として編集し、県ホームページ上で公表した。男女共同参画の視点に配慮した進行管理を行うことで、事業・取組を担当する関係課(室)に対し男女共同参画への理解促進を図った。

### 3 今後の方向性・検討事項

- 基本計画の推進に当たっては、有識者等による鹿児島県男女共同参画審議会の意見や提言をはじめ、県民の意向を尊重しながら、引き続き、副知事を本部長とする鹿児島県男女共同参画推進本部を中心に、県全体で総合的かつ計画的な取組を進める。
- 取組に当たっては、引き続き県男女共同参画推進本部を中心とした推進体制の強化を図るとともに、男女共同参画を推進する総合的な拠点である県男女共同参画センター機能の充実に努める。
- 基本計画に基づく関連施策の進行管理については、「男女共同参画の視点」を踏まえ、引き続き、県男女共同参画審議会による調査審議を踏まえた上で、県男女共同参画推進本部において行っていくこととする。その結果については、今後とも県ホームページ上で公表し、県民等への情報提供を行う。  
男女共同参画社会の形成には、各重点目標において述べた施策を総合的に展開するとともに、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映することが必要なことから、関連施策の関与度の濃淡により、担当課(室)の職員の意識に温度差が生じないように、関連施策・事業の進行管理に当たっては、進行管理・評価の仕組みを引き続き検討し、男女共同参画への理解の促進が更に図られるよう取組を推進する。
- 男女共同参画の推進に関する施策に関する申出への対応については、男女共同参画地域推進員の協力を得るなど、今後とも当制度の県民への周知を図るとともに、関係部局と連携を図りながら適切な処理に努める。
- 基本計画に掲げた25の数値目標について、進捗状況が低調なものについては、基本計画の最終年度（令和4年度）までに数値目標が達成されるよう取組を進める。  
他の計画等において数値目標等が設定されている17項目については、所管課において目標の達成に向けた取組を進めていくとともに、その進捗状況の把握に努める。  
目標値の年度が基本計画と異なるものについては、所管課と連携を図りながら、それぞれの計画の目標年度終了時に新たな目標値の設定を行う。
- 国が基本計画で示している数値目標等を参考として、今後は、次期計画策定に向けて新たな目標値の設定等についての検討を行う必要がある。国の第5次基本計画や中間評価結果を踏まえ、新たに設定すべき数値目標について検討する。
- 中間評価（到達状況評価）の結果を次期計画策定に反映させるとともに、計画期間終了後に総括評価を実施する。

## V システムの評価（協働による男女共同参画社会づくりの推進）

### ◆ 協働による進展度

#### 1 評価

- 協働による男女共同参画社会づくりの推進に当たっては、首長等の集まる会議をはじめ、担当者会議、市町村訪問などあらゆる機会を捉えて、情報や研修機会の提供、広報・啓発等により市町村との連携を図った。また、街頭キャンペーンや研修会など、事業者やNPO、女性団体との協働により多くの事業を実施した。
- 地域において男女共同参画を推進する仕組みとして設置された男女共同参画地域推進員については、令和4年4月1日現在、41市町村に116名が委嘱され、それぞれの地域で男女共同参画社会の実現に向けて活動している。
- これらの取組等により、市町村においては男女共同参画に関する計画策定や条例制定等が着実に進んできており、また、事業所の従業員や女性団体等に対する男女共同参画についての理解の浸透やNPOのネットワーク化の促進が図られた。
- また、地域推進員の啓発・普及活動などにより、地域における男女共同参画の推進が図られた一方で、地域推進員が委嘱されていない地域があり、男性の委嘱者が少ないことから、県内全域での取組及び男性への働きかけを進める必要があるほか、市町村等と地域推進員との連携・協働による取組の促進が必要である。
- 事業者との協働については、協賛企業等が女性に対する暴力をなくす運動の取組として、パープルリボンツリー設置、ポスター掲示、リーフレット等の設置を行っている。

#### 2 今後の方向性・検討事項

- 市町村との連携により男女共同参画を推進するため、市町村に対する情報提供や研修機会の提供などの支援を行うとともに、協働事業の実施など、広報・啓発等について一層の連携強化を図る。
- 県民や事業者、NPO等との協働による男女共同参画の推進に当たっては、NPO等との協働を図るため、情報交換・情報提供などを通してネットワークづくりを促進するほか、女性団体などそれぞれの団体のもつ自主性・主体性を尊重しつつ、連携してキャンペーンを行うなど、地域への理解の浸透を図る。
- 県男女共同参画地域推進員との協働による男女共同参画の推進に当たっては、全ての市町村への地域推進員の2人以上の設置や、男性の地域推進員の増員を目指し、市町村との連携等により人材の発掘・育成に努める。また、地域推進員の活動を推進するため、引き続き、連絡会議及び研修会を実施するなど資質向上に努め、市町村との連携・協働を円滑に行うための支援を行う。
- あわせて、地域の多様な団体が連携・協働できる体制を整備するとともに、地域推進員を核として、市町村やNPO、自治会など地域の団体などと連携・協働し、男女共同参画の視点に立って地域や住民の課題を把握し、解決するための実践的活動を進めていくこととする。



## VI 数値目標

### ◆ 数値目標を設定した 25 項目（うち他の計画の 17 の数値目標）達成度

重点 目標	項 目	策定時 (年度)	現状 (年度)	目標値	
				数値	年度
1	「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合	72.0% (H28年度)	74.0% (R3年度)	100%	4
1	「県男女共同参画センター」を知っている人の割合	30.6% (H28年度)	33.9% (R3年度)	50%	4
2	鹿児島県女性活躍推進宣言企業制度登録数 ※1	22社 (H29年度)	117社 (R3年度(R4.3末))	150社	4
2	県の管理的地位（課長相当職以上）に占める女性職員の割合（知事部局等） ※1, 2	6.5% (H29年度)	11.5% (R4年度)	15%	7
2	県の管理的地位（課長相当職以上）に占める女性職員の割合（教育員会） ※3	11.5% (H28年度)	14.3% (R3年度)	16%	7
2	市町村の管理的地位（課長相当職以上）に占める女性の割合	6.0% (H28年度)	8.1% (R2年度)	10%	4
2	事業所の管理的地位（課長相当職）に占める女性の割合 ※1	14.3% (H28年度)	16.2% (R元年度)	15%	2
2	ワーク・ライフ・バランスの推進を行っている企業の割合 ※4, 1	45.8% (H28年度)	50.5% (R3年度)	70%	元
2	県の審議会等委員への女性の登用率	38.2% (H28年度)	40.4% (R2年度)	40%以上	4
2	女性農業経営士の認定者数 ※6, 1	424人 (H29年度)	476人 (R3年度)	460人	4
2	保育所待機児童数 ※4	354人 (H29年度)	114人 (R3年度)	0人	元
2	放課後児童クラブ待機児童数 ※4	432人 (H29年度)	150人 (R3年度)	0人	元
2	県の男性職員の出産補助休暇の年間取得者数の割合 ※2	94.8% (H28年度)	100.0% (R2年度)	100%	元
2	県の男性職員の育児参加休暇の年間取得者数の割合 ※2	84.4% (H28年度)	98.8% (R2年度)	100%	元
2	県の男性職員の育児休業取得割合 ※2	2.1% (H28年度)	8.5% (R2年度)	10%	元
2	事業所における男性の育児休業取得率 ※1, 5	2.7% (H28年度)	17.7% (R3年度)	9.7%	4
2	男性の家事・育児時間 ※4	63分 (H28年度)	63分 (H28年度)	67分	元
2	かごしま子育て応援企業登録数 ※4	377社 (H28年度)	745社 (R3年度(R4.4.12現在))	590社	4
3	「女性にやさしい医療機関」の数 ※7	67機関 (H28年度)	71機関 (R2年度)	100機関以上	4
3	子宮頸がん検診受診率（20歳から69歳） ※8	46.6% (H28年度)	44.3% (R元年度)	50%以上	4
3	乳がん検診受診率（40歳から69歳） ※8	49.6% (H28年度)	48.5% (R元年度)	50%以上	4
3	10代の人工妊娠中絶実施率 （15～19歳女子総人口千対） (H28年度)	5.7人 (H28年度)	4.6人 (R2年度)	5.0人	4
4	「配偶者暴力防止法」（DV防止法）を知っている人の割合 (H28年度)	84.7% (H28年度)	86.2% (R3年度)	100%	4
4	「配偶者暴力防止計画」（DV防止計画）の策定市町村の割合 (H29年度)	81.4% (H29年度)	88.4% (R3年度)	100%	4
6	県男女共同参画地域推進員が2人以上設置されている市町村の割合 (H29年度)	46.5% (H29年度)	60.5% (R3年度)	100%	4

【数値目標等が設定されている計画等】

- ※1 「鹿児島県女性活躍推進計画」（平成28年度から令和7年度）
- ※2 「鹿児島県特定事業主行動計画」（平成28年度から令和7年度）
- ※3 「鹿児島県教育委員会特定事業主行動計画」（平成28年度から令和7年度）
- ※4 「かごしま子ども未来プラン2015」（平成27年度から令和元年度）
- ※5 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成27年度から令和元年度）
- ※6 「農山漁村における男女のパートナーシップの確立に関する指標」
- ※7 「健康かごしま21」（平成25年度～令和4年度）
- ※8 「鹿児島県がん対策推進計画」（平成25年度～平成29年度）

○ 国が第5次男女共同参画基本計画で示している成果目標（参考）

- 都道府県の地方公務員採用試験（大学卒業程度）からの採用者に占める女性の割合
- 都道府県の本庁課長相当職以上に占める女性の割合
- 地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合
- 民間企業における男性の育児休業取得率
- 民間企業の課長相当職に占める女性の割合
- 認定農業者数に占める女性の割合
- 子宮頸がん検診、乳がん検診受診率
- 保育所等待機児童数

など